

別表

補助対象経費		補助率	補助限度額
1 出展料	見本市等の主催者が定めた展示に係る小間料	1 / 2	20万円  (須賀川市認定工業製品を出展する場合) 30万円
2 展示装飾費	補助対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費、電気工事費等		
3 備品使用料	展示ブース内で使用するビデオ機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費		
4 運搬費	出展品の輸送に要する経費（業者運搬委託費等）		
5 印刷製本費	見本市等で使用するパンフレット、リーフレット等の作成に要する経費		
6 旅費・宿泊費	見本市等出展に伴う旅費・宿泊費		
7 その他	市長が必要と認める経費		

(注)

- 1 補助対象経費となるもの
  - ・ 出展料、展示装飾費、備品使用料、運搬費に要する経費、印刷製本費、旅費・宿泊費
  - ・ その他市長が必要と認める経費
- 2 補助対象経費とならないもの
  - ・ 産業見本市等の出展に直接関係しない経費
  - ・ ソフト、機器等（パソコン、デジタルカメラ、スキャナー等）の購入に要する経費
  - ・ 高速料金、ガソリン代等に要する経費
- 3 補助対象経費の合計額は5万円以上とする。
- 4 見本市等出展に伴う旅費・宿泊費は、市の規定による交通費及び宿泊代の範囲内とする。
- 5 補助対象者に対する補助金の交付は、一会計年度、20万円を限度とする。  
ただし、須賀川市認定工業製品を出展した対象者については、30万円とする。
- 6 補助金の交付申請をした年度内に産業見本市等への出展及び経費支出を完了し、実績報告書を提出するものとする。
- 7 国、県その他市以外からの補助金、これに類する収入等がある場合は、その額を対象経費から差し引くものとする。
- 8 事業が市の他の補助金交付要綱等において補助の対象事業とされている場合は、この要綱による補助の対象としない。
- 9 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた額を補助金額とする。